

○北杜市就労支援賃貸住宅等整備促進事業費補助金交付要綱

平成27年10月1日

告示第71号

(趣旨)

第1条 この告示は、就労者等の住環境の向上及び移住定住人口の増加を図るため、就労者等が入居するための賃貸住宅等を整備（新築又は改修等をいう。以下同じ。）する個人又は法人に対して、予算の範囲内において、北杜市補助金等交付規則（平成16年北杜市規則第51号）及びこの告示に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 賃貸住宅等 賃貸借契約に基づき入居する住宅又は社員寮であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令の基準に適合するものであること。

イ 一戸建て住宅又は1棟当たり2戸以上の共同住宅であること。

ウ 各戸に玄関、便所、浴室及び台所が設置されていること。

エ 1戸当たりの延べ床面積（建築基準法に基づく床面積をいう。）が20平方メートル以上であること（新築の場合に限る）。

オ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅及びこれに類する各種賃貸住宅でないこと。

(2) 新築 新たに賃貸住宅等を建築することをいう。

(3) 改修等 賃貸住宅等の改修又は修繕（改修又は修繕に係る設計及び賃貸住宅等のクリーニング並びに物置、車庫、植栽、外構、太陽光発電設備、家具等に係る改修又は修繕を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）

は、北杜市内（以下「市内」という。）に自己所有の賃貸住宅等を整備する個人又は法人であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税及び市債務を滞納していない者。この場合において、市内に住所を有しない者にあつては、住所地において区市町村税を滞納していない者とする。
 - (2) 平成27年4月1日以降に工事請負契約を締結した者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する暴力団の構成員でない者
 - (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者
- （補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、賃貸住宅等として補助金の交付を受けた日から10年を超え利用する建築物の整備事業とする。ただし、国又は地方公共団体から補償を受けて、整備する賃貸住宅等は除くものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる整備の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 新築 1戸当たりの賃貸住宅等の延べ床面積（物置、車庫その他居住の主たる用途に供されない床面積を除く。）に、1平方メートル当たり1万円を乗じて得た額（60万円を限度とする。）に戸数分を累計して得た額とする。
- (2) 改修等 1棟当たり改修等に要する工事費の100分の10に相当する額とする。ただし、300万円を限度とする。

2 前項各号により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

3 第1項第2号の規定による補助は、1棟につき1回に限るものとし、同項第1号に規定する新築に係る補助の決定を受けた日から5年を経過していなければならない。

（事業計画書）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）

は、北杜市就労支援賃貸住宅等整備促進事業計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 北杜市就労支援賃貸住宅等整備促進事業計画概要書（様式第2号）
- (2) 図面（位置図、配置図、平面図及び立面図）
- (3) 建物全体及び住戸の延べ床面積求積図（新築の場合に限る。）
- (4) 建築基準法第6条第1項に基づく建築に係る確認済証の写し又は建築工事届に係る台帳記載事項証明書の写し
- (5) 北杜市まちづくり条例（平成23年北杜市条例第2号）第17条第2項に基づく適合通知書の写し（同条例の適用を受ける場合に限る。）
- (6) 土地登記簿謄本又は登記全部事項証明書（建設する土地が借地の場合は、土地賃貸借契約書の写し）
- (7) 新築又は改修等に係る工事見積書
- (8) 賃貸住宅等の建設請負業者との工事請負契約書の写し
- (9) 賃貸住宅等の管理に関する書類（入居基準、賃借料、賃貸契約書式、管理方式、環境配慮計画等が記載された書類。新築の場合に限る。）
- (10) 法人の場合は、直近の決算書類、定款及び履歴事項全部証明書
- (11) 申請年度及び申請年度前年度における、区市町村税の納税証明書
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する計画書の提出は、工事請負契約締結後1年以内に提出しなければならない。この場合において、計画書の募集期限は、各年度1次募集を7月31日とし、2次募集を12月20日（その日が北杜市の休日を定める条例（平成16年北杜市条例第2号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その前日とする。）とする。

（計画承認等）

第7条 市長は、前条の規定により計画書の提出があったときは、速やかに事業の目的、内容、関係書類等を審査し、適当であると認めたときは、北杜市就労支援賃貸住宅等整備促進事業承認書（様式第3号。以下「承認書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知に、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 補助金交付後10年以内に、当該賃貸住宅等を取り壊し、又は補助事業の目的に反して賃貸住宅等を使用しないこと。
- (2) 当該賃貸住宅等の完成後、3箇月以内に入居募集を開始すること。（賃貸住宅等の整備が完了した日以後に入居募集を行う場合に限る。）
- (3) 当該賃貸住宅等の完成後、1箇月以内に交付申請を行うこと。
- (4) その他市長が必要と認める事項
(変更等の承認)

第8条 前条第1項の規定により事業計画の承認を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業計画の内容等を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、北杜市就労支援賃貸住宅等整備促進事業計画変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付予定額に変更が生じない軽微な変更についてはこの限りでない。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、北杜市就労支援賃貸住宅等整備促進事業計画変更承認書（様式第5号。以下「変更承認書」という。）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付することができる。
(交付申請)

第9条 補助事業者は、当該補助対象事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して1箇月を経過した日（その日が休日である場合は、その前日とする。）までに、北杜市就労支援賃貸住宅等整備促進事業費補助金交付申請書（様式第6号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 北杜市就労支援賃貸住宅等整備促進事業報告書（様式第7号）
- (2) 承認書及び変更承認書の写し
- (3) 工事請負代金の支払いが確認できる書類の写し
- (4) 当該賃貸住宅等の土地及び建物の表示に関する不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条の規定による登記事項証明書
- (5) 写真（着工前、工事中及び完成）

- (6) 建物完成図、住戸の延べ床面積求積図（新築の場合に限る。）
- (7) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し（建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認申請書の提出を行った場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類
(交付決定等)

第10条 市長は、前条に規定する申請書を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認める場合は、補助金の額を決定し、速やかに北杜市就労支援賃貸住宅等整備促進事業費補助金交付決定通知書（様式第8号。以下「交付決定通知書」という。）により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は前項の規定による交付決定通知書に、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 補助金交付後10年以内に、当該賃貸住宅等を取り壊し、又は補助事業の目的に反して賃貸住宅等を使用しないこと。
- (2) 当該賃貸住宅等の完成後、3箇月以内に入居募集を開始すること。（賃貸住宅等の整備が完了した日以後に入居募集を行う場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 第1項の規定による交付決定通知書を受けた補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、北杜市就労支援賃貸住宅等整備促進事業費補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。
(補助金の返還等)

第11条 補助事業者が、第7条第2項の条件に違反した場合、虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合又は補助金を他の用途に使用し、補助対象事業に関する補助金の決定内容若しくはこれに基づく市長の処分等命令に違反した場合は、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合は、補助事業者に対して、その返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けた日から起算して10年を経過する

までの間に当該賃貸住宅等を取り壊し、又は補助事業の目的に反して賃貸住宅等を使用してはならない。

(地位の承継)

第13条 補助事業者が、賃貸住宅等として管理する期間にあつて、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当したときは、当該各号に定める者が地位承継承認申請書(様式第10号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 個人である補助事業者が死亡したとき その相続人

(2) 法人である補助事業者が合併等をしたとき 合併等により設立された法人

(3) 補助事業者が賃貸住宅等を譲渡したとき その譲受人

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、地位承継承認通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(報告及び調査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して帳簿その他関係書類を調査させることができる。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年10月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(有効期限)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則(令和元年5月20日告示第10号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月24日告示第26号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月18日告示第7号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの告示の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの告示の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和6年8月9日告示第65号)

この告示は、公布の日から施行する。

